たかまつしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく

### 高松出入国在留管理局

しんさぶもん

はまのちょうぶんちょうしゃ

いてん

## 審査部門は、浜ノ町分庁舎に移転します

※在留諸申請(在留期間更新、在留資格変更等)の受付手続は7月19日以降、浜ノ町分庁舎で行います。



・移転先住所 高松出入国在留管理局浜ノ町分庁舎 〒760-0011

香川県高松市浜ノ町72-9

- ・電話番号等 TEL:087-822-585 | (番号に変更はありません) FAX:087-8 | 1-00 | 9(番号に変更はありません)
- ·交通機関

JR予讃線·高徳線「高松駅」から徒歩6分 ことでん琴平線・長尾線「高松築港駅」から徒歩10分

※分庁舎の駐車スペースには限りがありますので、御来庁の際はなるべく 公共交通機関を御利用ください。

### 【注意】総務課及び警備部門は引き続き高松法務合同庁舎にて業務を行います。

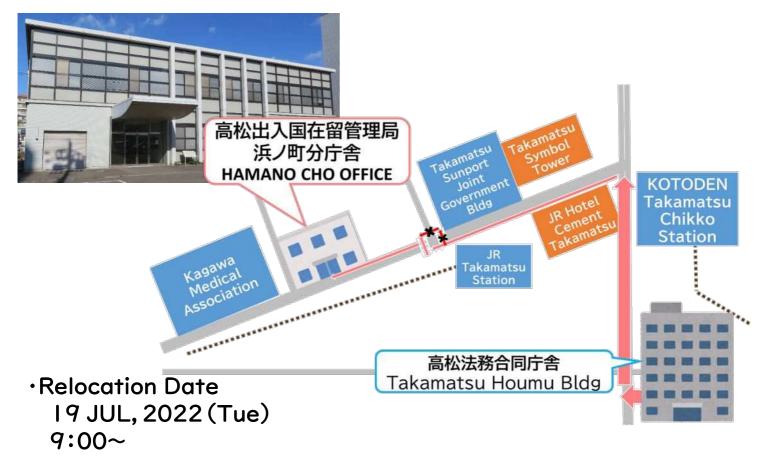
【お問い合わせ先】

高松出入国在留管理局 総務課

〒760-0033 香川県高松市丸の内 I-I 高松法務合同庁舎内

TEL:087-822-5852

# Takamatsu Regional Immigration Services Bureau Status Division will be relocated to the Hamanocho Office on 19 JUL, 2022



·Address, Phone number

Takamatsu Regional Immigration Services Bureau Hamanocho Office

〒760-0011

72-9 Hamanocho, Takamatsu, Kagawa

TEL: 087-822-585 | (The Phone number is the same as before.)

FAX:087-811-0019 (The Phone number is the same as before.)

#### Access

6minutes by Walk from JR Takamatsu Station I Ominutes by Walk from KOTODEN Takamatsu-Chikko Station

**XPlease use public transportation.** 

General Affairs Division and Enforcement Department continue to do public affairs at Takamatsu Legal Affairs Joint Government Building.

たかまつにゅうかん

## 高松出入国在留管理局からのおしらせ 2022年7月19日から

てつづきまどぐち

はまのちょう

手続窓口が浜ノ町にひっこししますざいりゅうきかんのこうしん、ざいりゅうきかんのこうしん、ざいりゅうしかくのへんこうなどは、



- ・ひっこしの日 2022年7月19日(火)
- ・あたらしい手続窓口(てつづきまどぐち)

高松出入国在留管理局浜ノ町分庁舎

〒760-0011 香川県高松市浜/町72-9

TEL:087-822-585 I (ばんごう は かわりません)

FAX:087-811-0019(ばんごう は かわりません)

・行き方(いきかた)

JR「たかまつえき」から歩いて(あるいて)6分

ことでん「たかまつちっこうえき」から歩いて(あるいて)10分

※くるまはすこししかとめられないので、たかまつにゅうかんへは、 でんしゃできてください。

【注意】総務課及び警備部門は引き続き高松法務合同庁舎にて業務を行います。

【お問い合わせ先】

高松出入国在留管理局 総務課

〒760-0033

香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎内

TEL:087-822-5852

## 高松出入国在留管理局からの大切なおしらせ

2022年7月19日から、申請の手続窓口の

場所が変わります

高松 法務合同庁舎 Takamatsuhoumu Bldg 8F



浜ノ町 分庁舎 HAMANO CHO OFFICE IF

引っ越します(MOVE)



FOR APPLICATION & PERMISSION

- NEW WINDOW OPEN at HAMANO CHO OFFICE
- WINDOW at 8F CLOSED

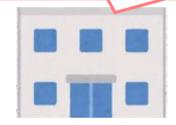
令和4年7月19日から、

~2022/7/15

- ・ 在留期間 / 在留カードの更新(ざいりゅうきかん / かーど の こうしん)
- ・ 在留資格の変更(ざいりゅうしかくの へんこう)
- ・ 在留資格認定証明書(COE・ざいりゅうしかく にんていしょうめいしょ)
- 資格外活動許可(しかくがいかつどう【アルバイト】のきょか)

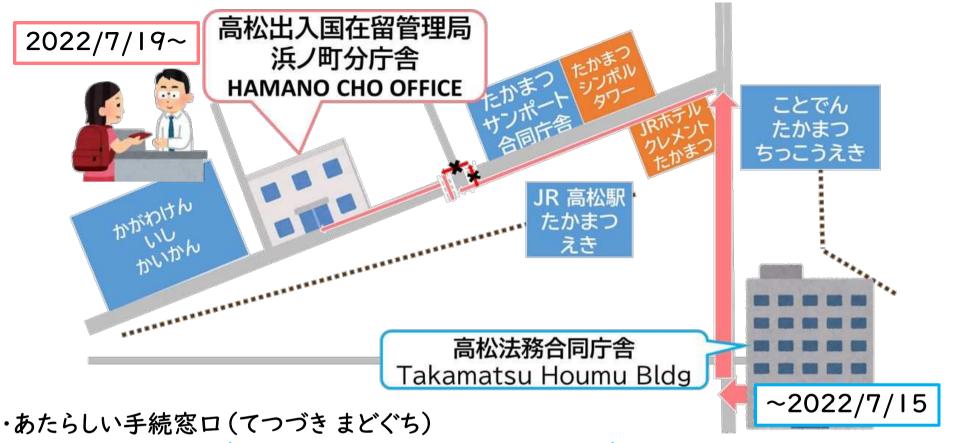
などは、浜ノ町(はまのちょう)で、手続します(裏面に地図・住所があります NEW address on backside)

【注意】総務課及び警備部門は引き続き高松法務合同庁舎にて業務を行います。



2022/7/19~





NEW WINDOW (APPLICATION & PERMISSION)

高松出入国在留管理局 浜ノ町分庁舎 (HAMANO CHO OFFICE)

ADRESS: 〒760-0011 香川県 高松市 浜ノ町72-9

TEL:087-822-5851(いまのばんごうとおなじです) FAX:087-811-0019(いまのばんごうとおなじです)

・行き方(いきかた) ※くるま は すこししか とめられないので、にゅうかん へは、でんしゃできてください JR「高松駅(たかまつえき)」から歩いて(あるいて)6分 ことでん「高松築港駅(たかまつちっこうえき)」から歩いて(あるいて)10分

【お問い合わせ先】 高松出入国在留管理局 総務課 〒760-0033香川県高松市丸の内I-I 高松法務合同庁舎内 TEL:087-822-5852